

課外活動団体への処分に関する取扱要領

課外活動団体（以下「団体」という。）の処分（解散、降格、活動停止）に関しては、下記要領に基づいて行う。

（解散、降格、活動停止）

第1条 学生部長は、南山大学課外活動取扱要項第4条に定める第1号、第2号および第3号団体が以下各号のいずれかの場合に該当するとき、解散、降格、活動停止の処分を科すことができる。また、第4号および第5号団体には、解散、活動停止の処分を科すことができる。

- 1 南山大学課外活動取扱要項および付随する細則等に違反する行為を行った場合
 - 2 本学の課外活動団体として不適切な行為を行った場合
 - 3 重大な事故を生じさせた場合、または反社会的な行為を行った場合
- ② 活動停止の期間は、無期および有期（最短1週間から最長6か月まで）とする。
- ③ 各処分については、同時に科すことを妨げない。
- ④ 学生部長は、社会奉仕活動等、団体の真摯な反省が見られる場合には、活動停止処分を解除することができる。
- ⑤ 解散とは、団体登録を取り消し、本学の団体としての活動を認めないことを意味する。

（手続き）

第2条 解散、降格、活動停止、活動停止処分の解除の原案は、学生部長が作成する。

- ② 前項の原案については、学生委員会の議を経なければならない。
- ③ 原案の作成にあたり、学生部長は、事前に当該団体の責任者から事情を聴取しなければならない。また、第1号、第2号、第3号および第4号団体への処分については、部長、顧問、学生交流センターコアグループ担当教員の意見を求めなければならない。

附 則

この取扱要領は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この取扱要領の改正は、2019年4月1日から施行する。